

# 予 算 要 求 資 料

令和 8 年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：教育指導費

## 事業名 授業目的公衆送信補償金（県立学校等）

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 高校教育課 高校教科教育係

電話番号：058-272-1111(内8670)

E-mail：c17786@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 17,855 千円 （前年度予算額： 18,075 千円）

### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費    | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|     |        | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 18,075 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 18,075     |
| 要求額 | 17,855 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 17,855     |
| 決定額 | 17,855 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 17,855     |

## 2 要 求 内 容

### （１）要求の趣旨（現状と課題）

個別に著作者の許諾を得なくても、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信することを可能にするため、改正著作権法 第 3 5 条（平成30（2018）年改正）により定められた、一定の額の補償金を支払う。

### （２）事業内容

学習支援ソフト等を用いたクラウド経由のデジタル教材配付、オンデマンド型遠隔授業、スタジオ型遠隔授業などにおいて、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容           | 金額     | 事業内容の詳細     |
|----------------|--------|-------------|
| 補償、補填<br>及び賠償金 | 17,855 | 授業目的公衆送信補償金 |
| 合計             | 17,855 |             |

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する大綱（R6～R10）
  - 1. ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成
  - （4）デジタル社会に対応した教育の展開
- ・第4次岐阜県教育振興基本計画（R6～R10）
  - 施策Ⅱ 「未来を作る確かな学力と実践力」の育成
  - 目標9 ICTを活用できる力の育成

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

教育のICT化が進む中、学習支援ソフト等を用いたクラウド経由のデジタル教材配付、オンデマンド型の遠隔授業やスタジオ型遠隔授業などにおいて、授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前<br>(R) | R4年度<br>実績 | R5年度<br>目標 | R6年度<br>目標 | 終期目標<br>(R) | 達成率 |
|-----|--------------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| ①   |              |            |            |            |             |     |
| ②   |              |            |            |            |             |     |

### ○指標を設定することができない場合の理由

改正著作権法 第35条（平成30（2018）年改正）により定められた、一定額の補償金支払いのための事業であり、指標の設定になじまない。

### （これまでの取組内容と成果）

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 令和5年度 | <div></div> <p>指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %</p> |
| 令和6年度 | <div></div> <p>指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %</p> |
| 令和7年度 | <div></div> <p>指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %</p> |

## 2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない

(評価)  
2

「学校の新しい生活様式」及び「GIGAスクール構想」に適応・対応するため、全児童生徒を対象として、1人1台端末整備及び端末を有効活用するための学習支援ソフトの導入やオンライン会議室整備により、きめ細かな授業展開が行える環境が整った。その中で教育の質の向上を図り、授業目的公衆送信における著作物の円滑な利活用を行うため、必要性は変わらず高い。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

2: 期待どおりの成果あり

2: 期待どおりの成果あり

1: 期待どおりの成果が得られていない

0:ほとんど成果が得られていない

(評価)

- ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている

(評価)

2

1人1台端末整備により、今までは紙で行っていた授業プリントは、学習支援ソフト等を用いたデジタルで扱うようになり、効率性は高くなっている。

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

教員等へ授業目的公衆送信補償金制度の概要について理解、普及に努める必要がある。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

ICTの利活用を促進する上で必要不可欠な経費である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

## 組み合わせ予定のイベント

又は事業名及び所管課

組み合わせて実施する理由

や期待する効果 など

【○○課】